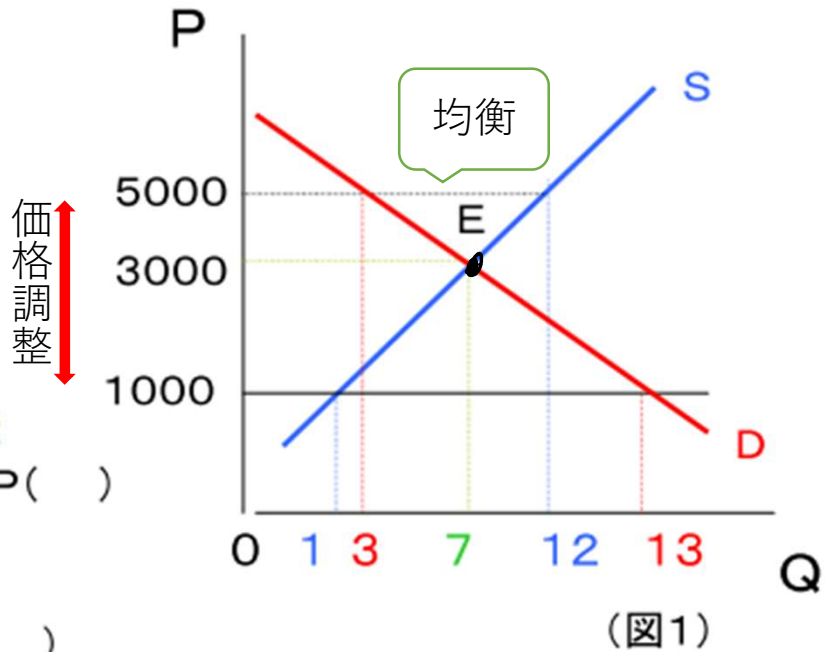


1.3 市場均衡

(1) 価格調整と均衡の実現

(例)

| | | | | | |
|---|------------|-------|--------|--------|--|
| { | P=5000のとき: | D=3 | () | S=12 | |
| | → | () | → | 価格P() | |
| | P=1000のとき: | D=13 | () | S=1 | |
| → | () | → | 価格P() | | |
| | P=3000のとき: | D=S=7 | | | |



(図1)

↓
 価格が変化して、均衡価格に収束する
 「()的調整機構」

(2) 市場均衡の安定性

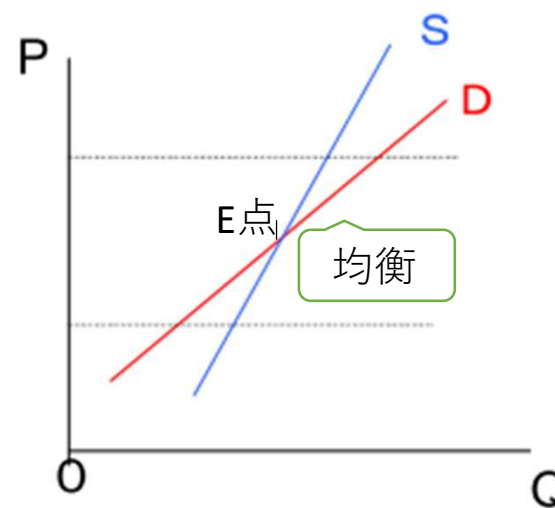
価格が均衡価格から離れても、市場均衡へ向かって動く

→ 「()的に安定」：(図1)のケース

But いつでも安定的であるとは限らない

(例) ギッフェン財の場合

(需要曲線が右上がりになるケース)



(図2)

まとめ

ワルラス的な調整過程

価格P (水平方向) → 数量SとDを比較 → $S > D$ ならばP↓

※ マーシャル的な調整機構 : ()による調整

数量に応じて価格が決まると考える

Q=12のとき:

供給価格(売値) () 需要価格(買値)

PS :

PD :

→ 取引が過大なので価格が一致しない

→ 数量を()

Q=3のとき:

供給価格(売値) () 需要価格(買値)

PS :

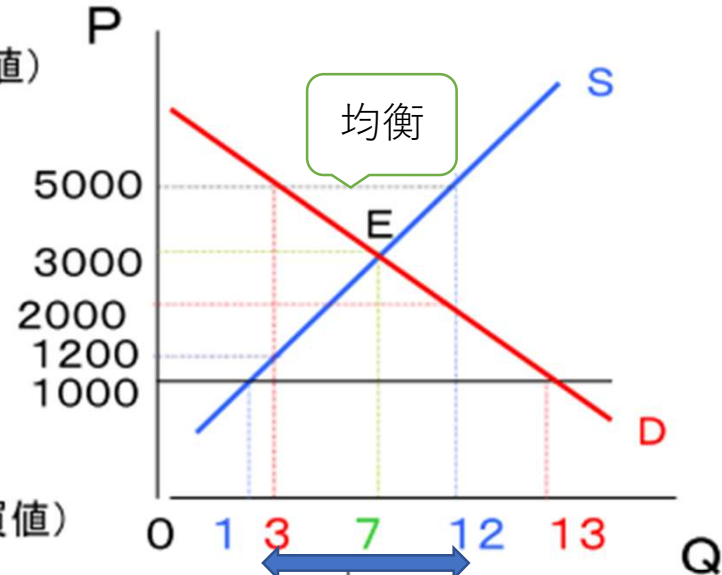
PD :

→ 取引が過小なので価格が一致しない

→ 数量を()

Q=7のとき:

供給価格(売値) = 需要価格(買値) → 均衡



数量が変化して、均衡数量に収束する
「()的調整機構」

()的に安定

例 (図2) のケースは、マーシャル的に安定的か？

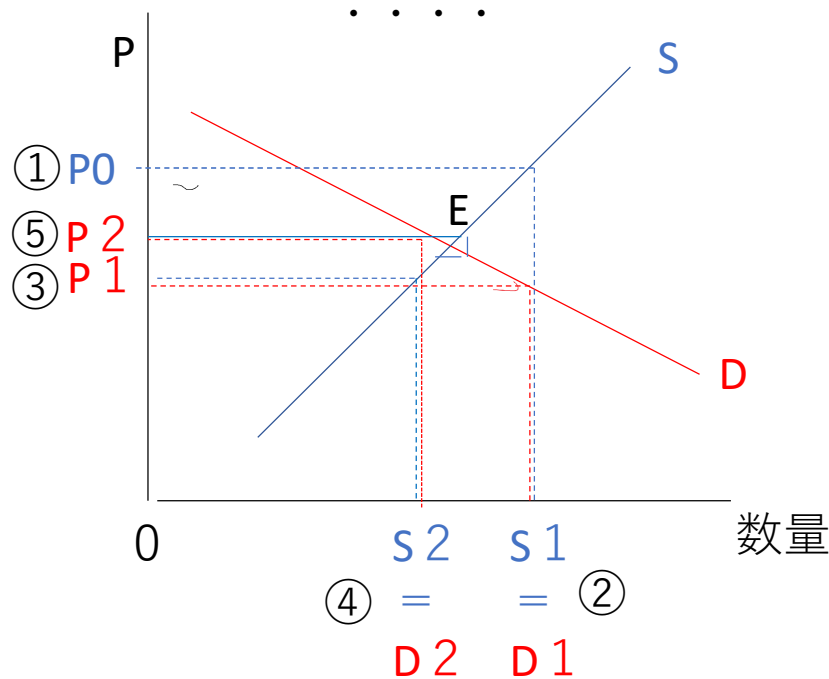
まとめ

マーシャル的な調整過程

数量 Q (垂直方向) \rightarrow 価格 P_S と P_D を比較 $\rightarrow P_S > P_D$ ならば $Q \downarrow$

(参考) くもの巣の調整過程

- \rightarrow 農作物のように作付けから収穫まで時間がかかるケース
- \rightarrow 今年の収穫時の価格 P_1 が分からない
- \rightarrow 昨年の価格 P_0 をもとに今年の生産量 s_1 が決まる
- \rightarrow 今年の需要量 D_1 になる
- \rightarrow 今年の価格 P_1 が決まる



均衡点Eに収束するかどうか (安定性) は、
需要曲線と供給曲線の傾き
(絶対値) による

(3) 均衡価格の計算

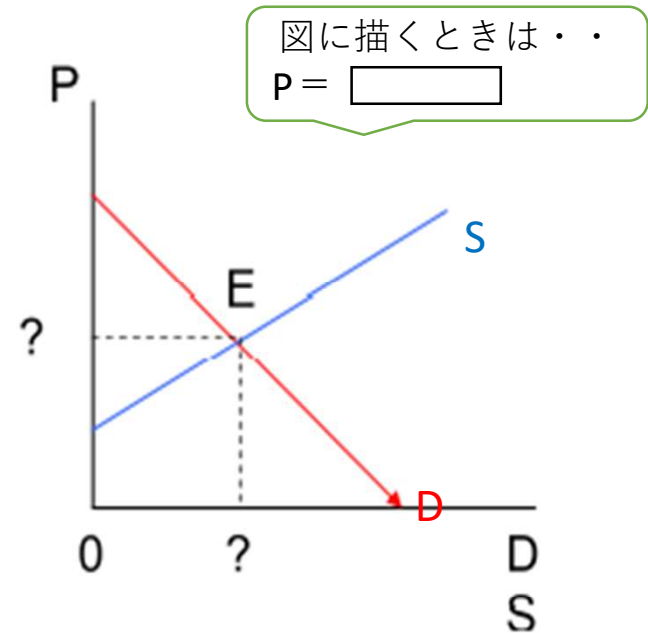
(例)
$$\begin{cases} P=800-D & \text{(需要曲線)} \\ P=200+1/2 S & \text{(供給曲線)} \end{cases}$$

D: 需要量
S: 供給量

のとき、均衡価格と均衡取引量は？

均衡 \longleftrightarrow ある価格のもとで、
需要量D=供給量S
↓
等しい数量をxとおくと？

共通の価格



(答) 均衡価格400
均衡取引量400

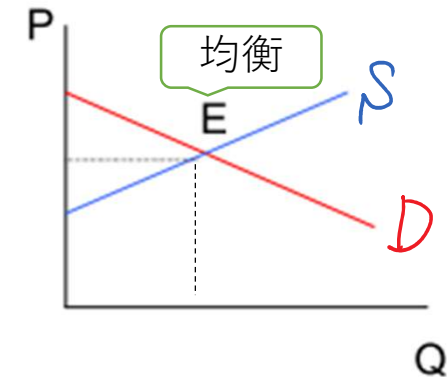
(4) 総余剰

市場全体でも同様
市場需要曲線と市場供給曲線において、

$$\text{消費者余剰} + \text{生産者余剰} = \text{総余剰}$$



経済的状态の望ましさ(厚生)を測る
概念のひとつ



(例)

(3)の例題の場合における総余剰は？

「均衡においては総余剰が()になる」

||

市場メカニズムによれば、
効率的な資源配分が達成できる

減少分が生じる

※ 均衡以外では、総余剰は最大にならない
(例) 価格規制政策

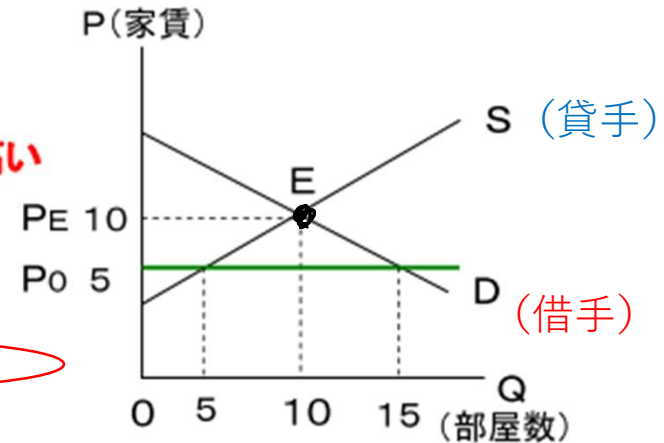
1.4 価格規制の効果

市場価格に対して上限ないし下限を設けて価格を一定の範囲に制限する政策

- ・ 上限価格規制 (例) 家賃統制法、貸出金利の上限価格規制など
- ・ 下限価格規制 (例) 最低賃金法、農作物の価格規制など

(1) 上限価格規制

(例1) 家賃統制法
競争市場において決まる**均衡価格 P_E が高い**
→ **もっと低い価格 P_0 で規制する**
(P_E より低い価格をつける)



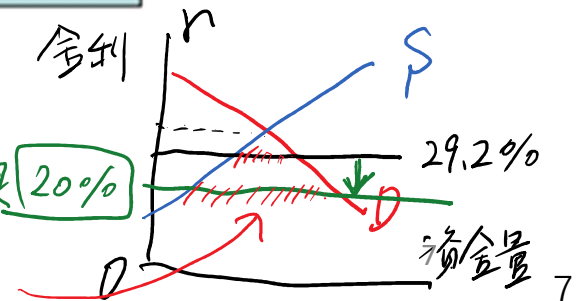
but P_0 のもとでは、()が発生する
この場合、実際の取引は $Q = ()$ で成立

総余剰の()が発生する
(死荷重、または死重的損失)

価格規制は必ずしも有効な手段とはならない

(現実の経済で見られた例) 2006年の改正貸金業法

従来、ノンバンク業界では**29.2%**といった高水準の貸出金利が多く、多重債務問題につながっていた
→ これを**20%**へ改正により引き下げ
→ but 結果として借りたくても借りられない人が増えた

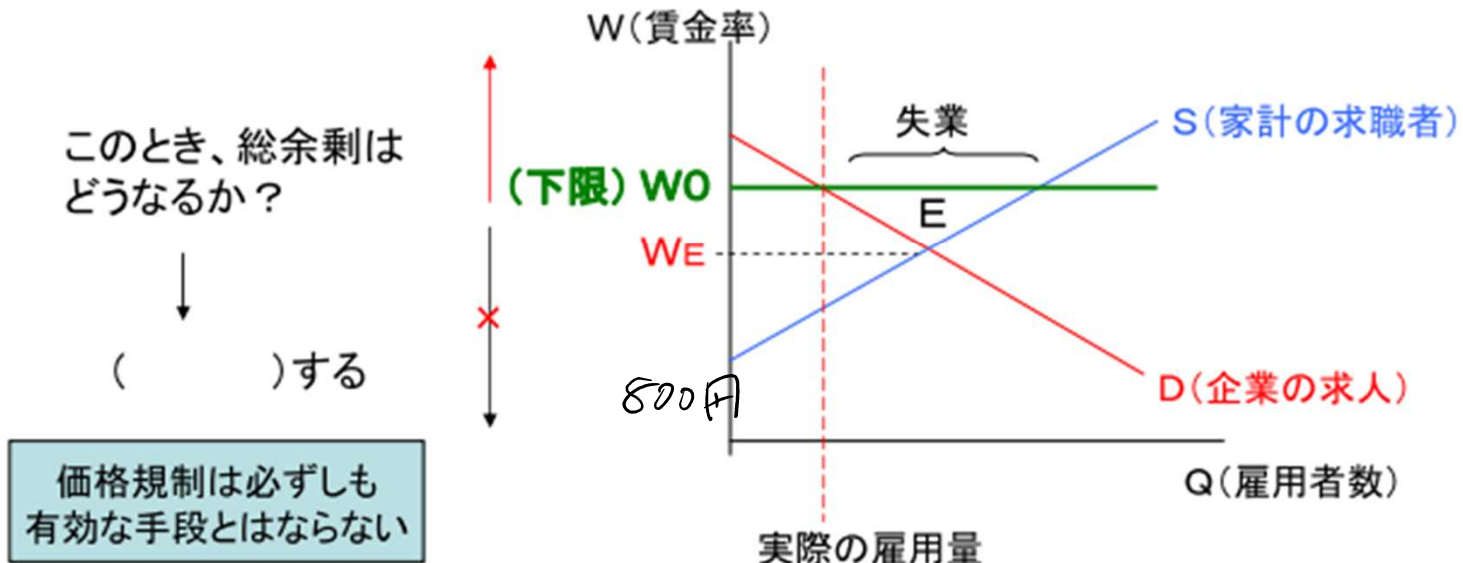


(2) 下限価格規制

(例2) 最低賃金法

競争市場において決まる**均衡の賃金率 W_E が低い**ので、
均衡賃金率よりも高い賃金率 W_O で規制する

but W_O のもとでは、(**失業**)が発生する



どちらの場合においても、総余剰は同じ部分になる
(消費者余剰と生産者余剰の配分が逆になるだけ)